

# 朝霞市立朝霞第五小学校給食調理等業務委託

## 事業候補者選定基準

令和4年4月

朝霞市教育委員会

朝霞市立朝霞第五小学校給食調理等業務委託事業  
事業候補者選定基準

1 目的

この基準は、朝霞市立朝霞第五小学校給食調理等業務委託事業候補者を公募型プロポーザルによって選定を行うにあたり、応募者の提案に具体的な指針を与え、選定方法及び評価項目等に公平性を示すものです。

2 選定者

朝霞市学校給食調理等業務委託事業候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により選定します。

3 評価項目、評価基準及び配点

別表1及び別表2「朝霞第五小学校給食調理等業務委託事業プロポーザル評価基準表」のとおりです。

4 審査表

別表3「朝霞第五小学校給食調理等業務委託事業プロポーザル評価選定表」のとおりです。

5 選定方法

- (1) 企画提案書に基づき、第一次選定「書類審査」、第二次選定「プレゼンテーション審査」を行います。なお、第二次選定で候補者の決定が困難な場合には、第三次選定「現地審査」を行います。
- (2) 審査は、評価項目ごとに配点を設け、項目ごとに評価、採点します。
- (3) 提案者が1事業者の場合であっても選定を行います。
- (4) 各委員の採点の合計点をその提案者の得点とします。

6 第一次選定「書類審査」

- (1) 企画提案書を事務局で整理し、事前に各委員に配布します。  
なお、これらの資料は委員限りとし、他者が閲覧することがないように委員が保管してください。
- (2) 委員は、各自で評価項目を事前に書類審査し、選定委員会で通過者を決定します。

## 7 第二次選定「プレゼンテーション審査」

- (1) プレゼンテーションは、評価項目の内容について行います。
- (2) プレゼンテーションへの出席者は、1者あたり5名までとします。
- (3) プレゼンテーションは、企画提案書についての説明に続いて後質疑応答を行います。
- (4) プレゼンテーションの時間は、1者あたり15分以内とします。

## 8 第三次選定「現地審査」【第二次選定で候補者の決定が困難な場合に実施】

- (1) 第二次選定において審査した内容のうち、現地で確認できるものについて審査を行います。
- (2) 朝霞第五小学校給食調理等業務委託事業プロポーザル評価選定表（第二次）の項目3及び4について、現地審査により必要に応じて加点・減点等を行います。

## 9 事業候補者の選定

事務局が各委員の採点結果を集計し、集計結果から順位を決定し、第一次選定については上位5者程度を通過者に選定し、第二次選定で最も得点の高い者を事業候補者に決定します。

なお、上位者の得点に差がないなどの理由によって第二次選考で候補者の決定が困難な場合には、上位2者程度を対象に第三次選定を実施し、その内、最も得点の高い者を事業候補者に決定します。

なお、選定の結果、得点が高点の場合は選定委員会委員長が候補者を決定します。

## 10 審査結果の通知及び公表

事業候補者を選定した後、朝霞市ホームページにて公表します。

【別表1】

朝霞第五小学校給食調理等業務委託事業

プロポーザル評価基準表

1 評価項目、評価の視点、配点

項目	評価項目	評価の視点	配点
1	事業安定性 (様式 2、3、4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営状況が良好である。</li> <li>・学校給食調理業務委託の受託実績があり、その実績が良好である。</li> </ul>	15
2	企業理念 (様式 5、6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食を教育の一環として理解し、食の面から児童の教育に携わることの重要性を認識している。</li> <li>・学校給食のみならず、学校の教育活動に協力的で、さらに地域貢献に対する考え方に優れている。</li> </ul>	10
3	安全衛生・ 危機管理 (様式 7、8、9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」、「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」等に基づき、学校給食等集団給食実績を活かした改善・工夫を行い、給食調理業務を行っている。</li> <li>・安全衛生管理に対する知識・認識を有し、確実に実施できる体制が確立されている。（独自マニュアルの整備等）</li> <li>・食物アレルギー対応の実施体制が確立しており、事故防止のための工夫がなされている。</li> <li>・異物混入時や突発的な事故等にも対応できる危機管理体制が確立されている。</li> <li>・従業員の健康管理（定期的な健康診断、検便等）が確立されている。</li> </ul>	30
4	業務遂行能力 (様式 10、11、 12-1, -2, -3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初から万全の体制で、委託業務の安定した実施ができる。</li> <li>・調理従事者等に対する調理能力等向上のための指導、研修体制ができており、有能な人材育成に努めている。</li> <li>・従業員の安全・安心な業務環境を確保し、施設規模にあった配置がされているとともに待遇（給与を含む）や福利厚生の実施に努めることにより、安定的に給食の供給が図られる。</li> <li>・従業員の休暇取得及び急病やその他事故等に即応し、必要な措置を講じることができる体制になっている。</li> <li>・請負と派遣の違いを認識し、学校給食等集団給食業務の経験を活かした主体的な業務遂行ができる体制にある。</li> </ul>	30
5	見積書 (様式 13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容に対して適正な見積額を提示している。</li> </ul>	15
計			100

## 2 評価基準

評価	評価内容（項目1～3）	係数	備考
A	非常に優れている。	1.0	おおむね90%以上で評価できる。
B	平均より優れている。	0.8	おおむね80%以上90%未満で評価できる。
C	平均的である。	0.6	おおむね60%以上80%未満で評価できる。
D	平均より劣っている。	0.3	おおむね30%以上60%未満で評価できる。
E	はるかに劣っている。	0.0	おおむね30%未満の評価。

※項目1と5については審査表のとおり、実績、見積額等で相対評価を行う

## 3 第一次選定「書類審査」の審査方法

提出書類を整理後、選定委員に配布します。

選定委員は、企画提案書により「プロポーザル評価選定表」により審査し、第一次選定委員会に持参してください。

第一次選定の結果は、第二次選定には持ち越ししません。

【別表2】

朝霞市立朝霞第五小学校給食調理等業務委託事業  
 プロポーザル評価基準表  
 第二次選定「プレゼンテーション審査」

選定委員会は、第一次選定において選定された事業者を対象に、プレゼンテーション（補足説明）及びヒアリング（質疑応答）による選定を行います。

日時	令和4年6月下旬～7月上旬（予定） （決定次第、個別に連絡します。）	
会場	未定 （決定次第、個別に連絡します。）	
時間	プレゼンテーション（補足説明） 15分以内 ヒアリング（質疑応答） 10分程度 採点時間 5分程度	
審査方法	企画提案書に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。 第一次選定結果は持ち越さず、第二次選定結果、最も得点の高い者を事業候補者に決定します。	
使用機器	プロジェクターは事務局で用意しますが、パソコンとの互換性等の不具合により使用できない可能性がありますので、念のため事業者様でも御準備をお願いします。 不具合等で使用できなかった場合でも後日再審査等はいりませんので御了承ください。 ※事務局で用意する機材 プロジェクター 1台 ホワイトボード 1台 スクリーン 1台 電源用延長ケーブル 1本	
審査順	提案書等の受付順とします。	

【別表 3 - 1】 プロポーザル評価選定表（ 第一次選定 ・ 第二次選定）

委員名

項目	評価項目	評価の視点	配点	評価		得点
1	事業安定性 (様式 2, 3, 4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営状況が良好である。</li> <li>・ 学校給食調理業務委託の受託実績があり、その実績が良好である。</li> </ul>	15	A	1.0	
				B	0.8	
				C	0.6	
				D	0.3	
				E	0.0	
2	企業理念 (様式 5, 6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食を教育の一環として理解し、食の面から児童の教育に携わることの重要性を認識している。</li> <li>・ 学校給食のみならず、学校の教育活動に協力的で、さらに地域貢献に対する考え方に優れている。</li> </ul>	10	A	1.0	
				B	0.8	
				C	0.6	
				D	0.3	
				E	0.0	
3	安全衛生・ 危機管理 (様式 7, 8, 9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、学校給食等集団給食実績を活かした改善・工夫を行い、給食調理業務を行っている。</li> <li>・ 安全衛生管理に対する知識・認識を有し、確実に実施できる体制が確立されている。</li> <li>・ 食物アレルギー対応の実施体制が確立しており、事故防止のための工夫がなされている。</li> <li>・ 異物混入時や突発的な事故等にも対応できる危機管理体制が確立されている。</li> <li>・ 従業員の健康管理（定期的な健康診断、検便等）が確立されている。</li> </ul>	30	A	1.0	
				B	0.8	
				C	0.6	
				D	0.3	
				E	0.0	
4	業務遂行能力 (様式 10, 11, 12-1, -2, -3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初から万全の体制で、委託業務の安定した実施ができる。</li> <li>・ 調理能力等向上のための指導、研修体制ができており、有能な人材育成に努めている。</li> <li>・ 従業員の安全・安心な業務環境を確保し、施設規模にあった配置がされているとともに待遇（給与を含む）や福利厚生の充実に努めることにより、安定的に給食の供給が図られる。</li> <li>・ 従業員の休暇取得及び急病やその他事故等に即応できる体制になっている。</li> <li>・ 請負と派遣の違いを認識し、学校給食等集団給食業務の経験を活かした主体的な業務遂行ができる体制にある。</li> </ul>	30	A	1.0	
				B	0.8	
				C	0.6	
				D	0.3	
				E	0.0	
5	見積書 (様式 13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案内容に対して適正な見積額を提示している。</li> </ul>	15	A	1.0	
				B	0.8	
				C	0.6	
				D	0.3	
				E	0.0	
計						

【別表 3 - 2】

プロポーザル評価選定表（第三次選定）

委員名 \_\_\_\_\_

項目	評価項目	評価の視点	配点	評価		得点
3	安全衛生・ 危機管理 (様式 7, 8, 9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、学校給食等集団給食実績を活かした改善・工夫を行い、給食調理業務を行っている。</li> <li>・安全衛生管理に対する知識・認識を有し、確実に実施できる体制が確立されている。</li> <li>・食物アレルギー対応の実施体制が確立しており、事故防止のための工夫がなされている。</li> <li>・異物混入時や突発的な事故等にも対応できる危機管理体制が確立されている。</li> <li>・従業員の健康管理（定期的な健康診断、検便等）が確立されている。</li> </ul>	30	A	1.0	
				B	0.8	
				C	0.6	
				D	0.3	
				E	0.0	
4	業務遂行能力 (様式 10, 11, 12-1, -2, -3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初から万全の体制で、委託業務の安定した実施ができる。</li> <li>・調理能力等向上のための指導、研修体制ができており、有能な人材育成に努めている。</li> <li>・従業員の安全・安心な業務環境を確保し、施設規模にあった配置がされているとともに待遇（給与を含む）や福利厚生の充実に努めることにより、安定的に給食の供給が図られる。</li> <li>・従業員の休暇取得及び急病やその他事故等に即応できる体制になっている。</li> <li>・請負と派遣の違いを認識し、学校給食等集団給食業務の経験を活かした主体的な業務遂行ができる体制にある。</li> </ul>	30	A	1.0	
				B	0.8	
				C	0.6	
				D	0.3	
				E	0.0	
計						